

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画関係者会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府におけるギャンブル等依存症対策推進計画の策定に関することについて協議・検討するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置する。

(議題)

第2条 関係者会議の議題は次のとおりとする。

- (1) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づく大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の策定に関すること

(構成員)

第3条 関係者会議の構成員は、ギャンブル等依存症問題に関し専門的な助言ができる者とする。

(会議)

第4条 関係者会議は、事務局が招集し開催する。

(謝礼及び費用弁償)

第5条 構成員の謝礼金の額は、日額6,200円とし、歳出科目は報償費とする。

- 2 構成員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の額相当額とする。

(事務局)

第6条 関係者会議の事務局は、健康医療部保健医療室地域保健課に置く。

附 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

この要綱は、令和4年11月25日をもって廃止する。